一般廃棄物の再生利用を目的とする処理業の許可に関する要綱に基づく

一般廃棄物収集運搬業の申請必要書類一覧

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象 | 必要書類 | 新規 | 変更 | 更新 |
| 共通 | 一般廃棄物処理業許可申請書 | ○ |  | ○ |
| 一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書 |  | ○ |  |
| 一般廃棄物収集運搬業事業計画書 | ○ | ○ | ○ |
| 事業所の写真及び付近見取図 | ○ | △ | △ |
| 事業所の土地・建物の登記事項証明書及び賃貸借契約書（写）等 | ○ | △ | △ |
| 駐車場の写真及び付近見取図 | ○ | △ | △ |
| 駐車場の土地の登記事項証明書及び賃貸借契約書（写）等 | ○ | △ | △ |
| 運搬施設の概要 | ○ | ○ | ○ |
| 車両の写真 | ○ | ○ | ○ |
| 車両の自動車検査証記録事項（写）※　電子車検証が発行される前の車両の場合は、車検証（写） | ○ | ○ | ○ |
| 車両の使用承諾書（車両の使用者が申請者と異なる場合） | ○ | ○ | ○ |
| 運搬容器の写真（申請品目が食品廃棄物の場合） | ○ | ○ | ○ |
| 処分先の一般廃棄物処分業許可証（写） | ○ | ○ | ○ |
| 処分先の再生利用事業登録証明書（写）（申請品目が食品廃棄物の場合） | ○ | ○ | ○ |
| 欠格事項に該当しない旨の誓約書 | ○ | ○ | ○ |
| 京都市暴力団排除条例に基づく誓約書 | ○ | ○ | ○ |
| 一般財団法人日本環境衛生センターが実施する「一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習」の修了証（写）（有効期限２年間）、または他に有している一般廃棄物収集運搬業許可・産業廃棄物収集運搬業許可の許可証（写） | ○ | × | □ |
| 現行の一般廃棄物処理業許可証（写） | × | ○ | ○ |
| 許可申請手数料の納付書送付用の切手・封筒（定形）（郵送を希望する場合） | ○ | ○ | ○ |
| 許可後の一般廃棄物処理業許可証送付用の切手・封筒（定形外Ａ４以上）（郵送を希望する場合） | ○ | ○ | ○ |
| 法人の場合 | 定款（写） | ○ | ○ | ○ |
| 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） | ○ | ○ | ○ |
| 役員名簿 | ○ | ○ | ○ |
| 株主等名簿 | ○ | ○ | ○ |
| 役員及び株主等の住民票の写し | ○ | ○ | ○ |
| 役員及び株主等の成年後見等登記事項証明書 | ○ | ○ | ○ |
| 貸借対照表及び損益計算書（直前２年分） | ○ | ○ | ○ |
| 確定申告書（写）（直前２年分） | ○ | ○ | ○ |
| 法人税納税証明書（その１）（直前２年分） | ○ | ○ | ○ |
| 個人の場合 | 住民票の写し | ○ | ○ | ○ |
| 成年後見等登記事項証明書 | ○ | ○ | ○ |
| 資産に関する調書 | ○ | ○ | ○ |
| 確定申告書（写）（直前２年分） | ○ | ○ | ○ |
| 所得税納税証明書（その１）（直前２年分） | ○ | ○ | ○ |

○：必要書類　　　△：変更がなければ不要　　　□：条件あり　　　×：提出不要

|  |
| --- |
| （注意）１　公的な証明書は、申請日前３箇月以内に取得した原本が必要です。　（登記事項証明書、住民票、成年後見等登記事項証明書、納税証明書等）２　住民票は本籍欄（外国籍の者にあっては、国籍・地域欄及び在留カード等の番号欄）に記載があり、マイナンバー欄に記載がないものが必要です。３　成年後見等登記事項証明書は、各地方法務局（本局）の戸籍課窓口で直接申請するか、各地方法務局の出張所等で申請書を取り寄せ、東京法務局に郵送して取得してください。４　役員とは、取締役又はこれに準ずるものをいい、取締役、監査役、相談役、顧問、政令使用人等のことを、株主等とは、発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者のことをいいます。５　申請者が土地又は建物の所有権を有しない場合には、使用する権原を有することが分かる賃貸借契約書の写し等を提出してください。６　確定申告書については、第一表の写しを提出してください。電子申告の場合は、受付が完了したことが分かる書類も併せて提出してください。７　納税証明書については、税務署の発行した納税証明書（その１ 納税額等証明用）を提出してください。その際の証明を受ける税目は、法人については法人税、個人については申告所得税とします。納税証明書は、完納しているものを提出してください。８　一般財団法人日本環境衛生センターが実施する「一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習」は、申請者が個人の場合は本人、法人の場合は役員（監査役を除く。）又は政令使用人の少なくとも１名が受講してください。ただし、申請時点で、他に一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業許可を有している場合は受講不要です。　　なお、更新許可申請においては、現行の許可期間内に処理実績がない場合は、改めて講習を受講し修了証を提出していただく必要があります（他に一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業許可を有している場合は除く。）。９　更新申請は、許可有効期限の３箇月前から受け付けます。 |